

医 薬 第 2 5 1 3 号
令和2年（2020年）2月19日

一般社団法人北海道医師会長
特定非営利活動法人北海道病院協会理事長
公益社団法人北海道看護協会 様
一般社団法人北海道薬剤師会長
一般社団法人北海道病院薬剤師会長

北海道保健福祉部長

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについて、厚生労働省医政局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、各郡市医師会には、各総合振興局（振興局）保健環境部（保健環境部地域保健室）から別途のとおり通知されることを申し添えます。

また、本通知については、当課のホームページに掲載しております。

記

○医務薬務課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-imu.htm>

地域医療推進局医務薬務課
医務薬務グループ 岡田
TEL 011-231-4111(内 25-351)
健康安全局地域保健課
感染症・特定疾患G 小山内
TEL 011-231-4111(内 25-519)

医 薬 第 2 5 1 3 号
令和2年（2020年）2月19日

各総合振興局（振興局）保健環境部
（保健環境部地域保健室）長 様

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長
健康安全局地域保健課長

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月3日付け医薬第2377号「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」によりお知らせしたところです。

今般、和歌山県において医療従事者の新型コロナウイルス感染事例が発生したことから、厚生労働省医政局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴部（室）管内の郡市医師会、病院及び診療所に周知するとともに、改めて院内感染防止体制の徹底について、厚生労働省事務連絡及び別添「院内感染対策のための基本的事項自主管理チェックリスト」に基づき指導いただきますようお願いいたします。

なお、一般社団法人北海道医師会、特定非営利活動法人北海道病院協会、公益社団法人北海道看護協会、一般社団法人北海道薬剤師会及び一般社団法人北海道病院薬剤師会には、別途通知しております。

また、本通知については、当課のホームページに掲載しております。

記

○医務薬務課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-imu.htm>

医務薬務課
医務薬務グループ 岡田
TEL 011-231-4111(内 25-351)
地域保健課
感染症・特定疾患G 小山内
TEL 011-231-4111(内 25-519)

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 13 日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

医療機関における新型コロナウイルス感染症対策については、令和 2 年 1 月 31 日「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 1 月 31 日付け事務連絡）等により周知しているところです。

今般、和歌山県において医療従事者の新型コロナウイルス感染事例が発生したことも踏まえ、貴職におかれましては、改めて院内感染防止体制の徹底について、貴管下医療機関に対し指導を行うようお願いいたします。

なお、令和 2 年 2 月 10 日に国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センターから、感染対策等について記載された「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」が、同年 2 月 12 日に日本環境感染学会から「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」が公開されています。また、日本感染症学会、日本環境感染学会の HP 上にも新型コロナウイルス感染症に係る情報が掲載されていますので、これらについての周知も併せてお願いいたします。

（参考）

- 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020 年 2 月 10 日国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200210.pdf>
- 「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」（2020 年 2 月 12 日 日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=332
- 「新型コロナウイルス（COVID-19）感染症への対応について」（一般社団法人 日本感染症学会）
http://www.kansensho.or.jp/modules/topics/index.php?content_id=31
- 「新型コロナウイルス（2019-nCoV）感染症への対応について」（一般社団法人 日本環境感染学会）
http://www.kankyokansen.org/modules/news/index.php?content_id=328

院内感染対策のための基本的事項 自主管理チェックリスト

項 目	チェック
1 職員の健康管理と業務の維持	
就業制限や就業禁止、健康監視等の基準は定められているか。	
職員間で感染が広がりやすく、注意が必要な場所を把握しているか。	
2 手指衛生 (1) ー方法の選択ー	
患者の処置を行う際には、手指消毒を行っているか。	
手袋やガウン・マスクを外した後には、手指衛生を行っているか。	
同一患者であっても処置や業務の合間に、手指衛生を行っているか。	
清掃作業後は、手洗いをしているか。	
2 手指衛生 (2) ー手洗い・手指消毒の方法ー	
手洗いは、腕時計や指輪を外してから行っているか。	
消毒薬が乾燥し終わるまで、最低15秒間両手を擦り合わせ、正しい手技で手洗いをしているか。	
消毒を行った手で髪の毛やエプロン等を触っていないか。	
消毒薬は、必要かつ適切な場所に配置されているか。	
3 感染防護具の使用 (バリア・プリコーション)	
血液、体液、分泌液、排泄物に接触するときは、手袋を着用しているか。	
複数の患者の処置に、同一の手袋を使用していないか。	
汚染した手袋をしたままベッドやドアノブ等に触れていないか。	
マスク、ゴーグル等は使用後直ちに、汚染した表面に触れないように外し、手指衛生を行っているか。	
単回使用の個人防護具は、再利用せず使用後直ちに廃棄しているか。	
4 患者・来訪者の理解と協力	
外来患者・来院者に咳エチケットや手洗い、マスク着用の励行を呼びかけているか。	

医 薬 第 2 3 7 7 号
令和2年（2020年）2月3日

各総合振興局（振興局）保健環境部
（保健環境部地域保健室）長 様

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことについて、厚生労働省医政局総務課及び同局地域医療計画課から別添のとおり事務連絡がありましたので、貴部（室）管内の郡市医師会、病院及び診療所に周知願います。

なお、一般社団法人北海道医師会、特定非営利活動法人北海道病院協会、公益社団法人北海道看護協会、一般社団法人北海道薬剤師会及び一般社団法人北海道病院薬剤師会には、別途通知しております。

また、本通知については、当課のホームページに掲載しております。

記

○医務薬務課ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-imu.htm>

（ 医務薬務グループ
TEL 011-231-4111(内 25-350)
FAX 011-232-4108 ）

事 務 連 絡
令和 2 年 1 月 31 日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、現在の考え方として、別紙の通り留意事項をとりまとめましたので、内容を御確認の上、対応いただくようお願いいたします。なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がございます。

対応に当たっては、医療施設等の職員が新型コロナウイルス感染症について正しい認識を持つとともに、基本的な感染症対策を含めた共通理解を深めるよう努めていただくようお願いいたします。

一般的に、感染症患者に対する診療等を行うにあたっては、「医療機関における院内感染対策について」（平成 26 年 12 月 19 日付け医政地発 1219 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づき、手洗い・手袋・マスクの着用の実施等に関し、貴管下医療機関に対する指導方お願いしているところです。また、新型コロナウイルス感染症については、2020 年 1 月 21 日に国立感染症研究所、国立国際医療センター及び国際感染症センターから、疾患定義や感染対策等について記載された「新型コロナウイルス感染症に関する対応と院内感染対策」が発出されており、これについて貴管下医療施設等に情報提供いただくとともに、本事務連絡について周知いただきますようお願いいたします。

留意事項

- (1) 概ね過去2週間以内に武漢市を含む湖北省(※1)から帰国した職員(武漢市から帰国した者と濃厚な接触をした者を含む。)については、保健福祉部局、保健所及び医師と連携のうえ、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の(ア)又は(イ)に従って対応すること。該当する職員等がいる場合、開設者は、すみやかに都道府県・保健所設置市・特別区に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、保健所に報告して指示を求めること。

(※1) 地域については、今後の流行状況に合わせて変更の可能性がある。地域の変更については別途連絡する。

(参考) 武漢市を含む湖北省からチャーター機で帰国した方については、政府として、2週間は外出を控え、自宅で滞在していただくよう要請している。

(ア) 帰国後2週間程度に発熱(37.5度以上)や呼吸器症状が出た職員については、他人との接触を避け、マスクを着用させるなどし、すみやかに保健所に連絡し指示に従う(※2)。

(イ) 現に症状がない職員についても、帰国後2週間の間は外出を控えていただくよう、要請するとともに、健康状態を観察すること。症状が出現した場合には、上記(ア)に従うこと。

(※2) 「新型コロナウイルスに関するQ&A」(令和2年1月27日時点版)によれば、潜伏期間は現在のところ不明であるが、他のコロナウイルスの状況などから、最大14日程度と考えられている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html

- (2) 新型コロナウイルス感染症に関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化していることを踏まえ、最新かつ正確な情報(※3)を保健所等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、これらの情報を医療施設等の職員に提供するとともに、必要に応じ、患者や患者家族に対する情報提供や相談対応に努めること。

(※3) 以下に掲載するHP等を活用して情報収集すること

・「新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談窓口(コールセンター)の設置について」(厚労省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09151.html

- ・「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」（内閣官房）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・ 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について（厚労省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(3) 職員に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、職員の人権に十分配慮すること。

ご不明な点等があれば、以下に御連絡ください。

○本件についての問合せ先

厚生労働省医政局総務課

TEL : 03-5253-1111 (内線2518)

FAX : 03-3501-2048

E-mail : isei_soumu@mhlw.go.jp